

平成28年4月27日

南九州法人会連絡協議会  
会長 門垣 逸夫 殿

熊本国税局  
法人課税課長 古園 久徳

熊本県に納税地を有する法人への申告書等用紙に係るお知らせ

平素は、税務行政に対し、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の平成28年熊本地震により被害を受けられました法人会会員企業及び役員、従業員並びに御家族の皆様方に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、国税局におきましては、この度の震災に伴い、熊本県に納税地を有する法人の皆様への申告書等用紙の発送について、以下のとおり対応することといたしました。

つきましては、対応内容等を（周知いただきたい事項）にまとめましたので、県下単体会のホームページに掲載するなどの方法により会員の皆様に周知いただきますよう、貴会から県下単体会に対し働き掛けをお願いいたします。

（周知いただきたい事項）

国税局では、法人の申告手続の一助として、申告書等用紙（確定申告書及び予定（中間）申告書）を申告月の前月下旬に各法人の皆様へ発送しておりますが、この度の地震の影響等を踏まえ、熊本県に納税地を有する法人の皆様につきましては、当分の間、申告書等用紙の発送を見合わせていただきます。

申告書等用紙の御要望がある場合には、所轄の税務署又は最寄りの税務署まで連絡願います。

なお、熊本県に納税地を有する皆様におかれましては、この度の地震により、国税通則法第11条の規定に基づく地域に指定されておりますので、平成28年4月14日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限が全ての税目について、自動的に延長されます。

延長期限は、「災害がやんだ日」から2か月以内の範囲で国税庁長官が指定した期日までです。

おって、e-Taxで申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、当分の間、メッセージボックスへの格納を見合わせていただきます。